

電動キックボードの 取扱いについて

県内における電動キックボードは、

原動機付き自転車扱いです。

電動キックボードで公道を走行する場合

- 原付以上の運転免許があること
- ヘルメットを着用すること
- 自賠責保険に加入していること
- ナンバープレートが
取り付けられていること
- 道路運送車両法の保安基準を
満たしていること(方向指示器等)

**条件を満たしていない場合は、
法令違反となります。**

Check!
☝



北秋田警察署